

高松市公共交通サービス水準向上支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症拡大によって特に影響を受けている交通事業者に対し、三密を避け市民が安心して公共交通を利用できる環境整備などについて、予算の範囲内において、高松市公共交通サービス水準向上支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「交通事業者」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 市内（高速道路を除く。）で路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業（道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業をいう。）を営み、運行系統の起終点のいずれかが高松駅であり、かつ市内に本社を有する者（以下「路線バス事業者」という。）
- (2) 市内に営業所（個人事業者にあっては、住所）を設置し、高松交通圏を主たる営業区域とし、タクシー事業（道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業をいう。）を営む者（以下「タクシー事業者」という。）
- (3) 鉄道事業（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第2項に定める第一種鉄道事業をいう。）を営む者（鉄道の種類は、鉄道事業法施行規則（昭和62年運輸省令第6号）第4条第1号の普通鉄道に限る。）で、かつ市内に本社を有する者（四国旅客鉄道株式会社を除く。以下「鉄道事業者」という。）
- (4) 高松市離島航路運航維持費補助金交付要綱（平成20年11月20日施行）第6条第1項の規定により、離島補助航路に指定された航路を営む者（以下「船舶事業者」という。）

(交付対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、交通事業者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助金の

交付の対象としない。

- (1) 過去にこの要綱による支援金の交付を受けた者
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が支援金を交付することが適当でないと認める者

（対象事業及び対象期間）

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「対象事業」という。）は、別表のとおりとする。

2 対象期間は、令和3年3月31日までとする。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、交通事業者の区分に応じ、別表に定める額（消費税及び地方消費税は除く。）とする。

（補助金の交付の申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、高松市公共交通サービス水準向上支援事業費補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、令和3年3月31日までの間に市長に提出しなければならない。

- (1) 交通事業者であることが分かる書類の写し
- (2) 事業計画書（様式第2号）
- (3) 見積書の写し（別表に掲げる対象事業のうち、感染防止運行及び増便運行を除く。）
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（交付決定等）

第7条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、審査の上、補助金の交付の適否を決定し、その結果を高松市公共交通サービス水準向上支援事業費補助金交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の審査で疑義等が生じた場合は、関係機関へ問い合わせるこ

とができる。また、指摘事項を申請者に通知し、その補正を求めることができる。

- 3 市長は、令和2年4月1日以降で交付決定の前に行われた事業に要した経費についても、適正と認められる場合には、補助金の対象とすることができる。

(補助金の経理)

第8条 補助事業者は、対象経費について、帳簿及び全ての根拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を対象事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後5年間、市長の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しなければならない。

(対象事業の変更等)

第9条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ高松市公共交通サービス水準向上支援事業費補助金変更（中止・廃止）承認申請書（様式第4号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 対象事業の内容等を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。

ア 補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ交付決定額に変更がない場合

イ 補助目的に関係がない細部の変更である場合

- (2) 対象事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。

(交付決定の変更等)

第10条 市長は、前条の規定による変更（中止・廃止）承認申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、適当と認めるときは、高松市公共交通サービス水準向上支援事業費補助金変更（中止・廃止）交付決定通知書（様式第5号）により、その決定内容を申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の変更（中止・廃止）交付決定をする場合において、必要に応じ条件を付することができる。

(契約等)

- 第 1 1 条 補助事業者は、対象事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般競争入札に付さなければならない。ただし、対象事業の運営上、一般競争入札に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争入札に付し、又は随意契約によることができる。
- 2 補助事業者は、対象事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとする場合は、実施に関する契約を締結し、市長に届け出なければならない。
- 3 補助事業者は、前 2 項の契約に当たり、契約の相手方に対し、対象事業の適正な遂行のため必要な調査に協力を求めるための措置を講ずるものとする。
- 4 補助事業者は、第 1 項又は第 2 項の契約（契約金額 1 0 0 万円未満のものを除く。）に当たり、市・県又は国から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としてはならない。ただし、対象事業の運営上、当該事業者でなければ対象事業の遂行が困難又は不適當である場合は、市長の承認を受けて当該事業者を契約の相手方とすることができる。
- 5 市長は、補助事業者が前項の規定に違反して市・県又は国からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としたことを知った場合は、必要な措置を求めることができるものとし、補助事業者は市長から求めがあった場合は、その求めに応じなければならない。

（事故報告）

- 第 1 2 条 補助事業者は、対象事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は対象事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに高松市公共交通サービス水準向上支援事業費補助金事故報告書（様式第 6 号）を市長に提出し、その指示を受けなければならない。

（状況の報告）

- 第 1 3 条 補助事業者は、対象事業の遂行及び収支の状況について、市長の要求があったときは速やかに高松市公共交通サービス水準向上支援事業費補助金状況報告書（様式第 7 号）を市長に提出しなければならない。

（実績報告）

- 第 1 4 条 補助事業者は、対象事業が完了（廃止の承認を受けた場合を含

む。)したときは、その日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、高松市公共交通サービス水準向上支援事業費補助金事業完了実績報告書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

2 補助事業者が、前項の実績報告書をやむを得ない理由により提出できない場合は、市長は期限について猶予することができる。

3 補助事業者は、第1項の実績報告を行うに当たって、消費税及び地方消費税を控除して報告しなければならない。

(額の確定)

第15条 市長は、前条第1項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る対象事業の実施結果が補助金の決定内容(第10条第1項の規定に基づく決定をした場合は、その決定した内容)及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、高松市公共交通サービス水準向上支援事業費補助金確定通知書(様式第9号)により、補助事業者に通知する。

(補助金の請求)

第16条 前条の規定により補助金の額の決定通知を受けた補助事業者は、補助金の支払いを受けようとするときは、高松市公共交通サービス水準向上支援事業費補助金請求書(様式第10号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第17条 市長は、前条の規定による請求書の提出があったときは、当該請求書を受理した日から30日以内に補助金を交付するものとする。

(補助金の概算払)

第18条 前条の規定にかかわらず、市長は、特に必要があると認めるときは、第7条の補助金交付決定後、補助金を全部又は一部、概算払により交付することができる。

2 補助事業者は、前項の規定による補助金の概算払を受けようとするときは、高松市公共交通サービス水準向上支援事業費補助金概算払請求書(様式第11号)を市長に提出しなければならない。

(精算)

第19条 前条の規定により概算交付を受けた者は、対象事業の完了した日の翌日から起算して5日以内に精算をしなければならない。

(交付の決定の取消し及び補助金の返還)

第20条 市長は、交付決定者が偽りその他不正な手段により、補助金の交付を受けたことが認められる場合は、補助金の交付の決定を取り消し、その取消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて返還を命ずるものとする。

(帳簿書類の検査)

第21条 市長は、対象事業の適正かつ円滑な実施を図るため、必要に応じて補助事業者に報告を求め、対象事業に係る帳簿及び証拠書類その他必要な物件を検査し、又は必要な指示ができるものとする。

(委任)

第22条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長がこれを定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和2年11月2日から施行する。

(この要綱の失効)

- 1 この要綱は、補助金の支出の完了の日限り、その効力を失う。
- 2 前項の規定にかかわらず、補助金の交付を受けた者については、失効前の第8条及び第20条の規定は、なおその効力を有する。

別表（第4条・5条関係）

路線バス事業者

対象事業	補助金の額	補助率
バスロケーションシステムの構築	3,200万円を限度とする。	10/10
デジタルサイネージ導入	800万円を限度とする。	10/10

タクシー事業者

対象事業	補助金の額	補助率
ジャンボタクシー車両（乗車定員7名以上かつ排気量2,000ccを超える）購入	総額は900万円とし、1台当たり150万円を限度とする。交付決定額が900万円に達した時点で受付を終了とする。	2/3

鉄道事業者

対象事業	補助金の額	補助率
感染防止運行（運行ダイヤ増便）	3,000万円を限度額とする。	—

船舶事業者

対象事業	補助金の額	補助率
増便運航（つけ船含）	総額300万円とし、1日当たり10万円とする。	—